

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 8,306,688 円

産地パワーアップ事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 8,306,688 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(202) 農林水産本省	公益財団法人日本特産農産物協会	群馬県吾妻郡高山村	産地パワーアップ事業費補助金	30	66,892 (66,892)	30,968	17,943 (17,943)	8,306
		株式会社唐澤商店 (事業主体)						

この補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援することを目的として、産地パワーアップ事業実施要綱(平成 28 年 27 生産第 2390 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、公益財団法人日本特産農産物協会(以下「協会」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。

そして、基金を造成した協会は、産地パワーアップ事業を実施する都道府県に対して、この基金を取り崩して、助成金を交付している。

株式会社唐澤商店(高山村所在。以下「会社」という。)は、種苗用サツマイモの出荷量の増加、作業効率の向上や低コスト化、集出荷体制の確立等を目的として、種芋キュアリング^(注)貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)の整備等を事業費 66,892,176 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、高山村に実績報告書等を提出して、同村の審査を経て村費補助金 30,968,000 円の交付を受けていた。そして、群馬県は、同村から提出された実績報告書等を審査して同村に同額の県費補助金を交付しており、同県は、協会から、県費補助金と同額の助成金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、会社は、平成 30 年 10 月までに貯蔵庫の整備を請け負った業者(以下「請負業者」という。)に対して請負代金額計 64,799,136 円を支払った後、同年 12 月に請負業者から 13,283,000 円の返金を受けていて、実際の請負代金額は実績報告書等で報告された金額より低額となっていた。また、種芋を保管する貯蔵室内の温度を一定に保つために貯蔵庫に設置することとなっていた冷凍機及び 2 台のユニットクーラー(これらの設置に係る経費 4,660,740 円)については、実績報告書に添付された出来高設計書において設置されたとして報告されていたが、設置された事実は認められなかった。

したがって、実際に本件補助事業の実施に要した経費に基づくなどして適正な補助対象事業費を算定すると 48,948,436 円となり、前記の補助対象事業費 66,892,176 円との差額 17,943,740 円が過大に精算されるなどして、取り崩された基金 8,306,688 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、群馬県及び高山村において本件補助事業に係る実績報告書等の審査及び現地調査並びに

会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 種芋キュアリング貯蔵庫 収穫した種芋を適切な温度及び湿度管理の下で一定期間保存して、微細な傷を種芋自らの力で治癒させることなどを目的とした貯蔵庫

(4) 補助の目的外に使用していたもの 1 件 不当と認める国庫補助金 7,789,232 円
国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金により取得した浄化槽を補助の目的外に使用していたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 7,789,232 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(203) 農林水産本省	株式会社牧家 (事業主体)	—	国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金	30	69,660 (64,500)	31,250	16,076 (16,076)	7,789

この補助金は、チーズ工房を始めとするチーズ加工施設について、製造設備の生産性の向上を通じてコスト縮減や、付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的として、乳製品製造を行う食品事業者等に対して、チーズ製造施設及び設備の整備等に要する経費の一部を補助するものである。

国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付要綱(平成 30 年 29 生畜第 1022 号農林水産事務次官依命通知)等によれば、補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこととされている。また、1 件当たりの取得価格等が 50 万円以上の機械及び器具(以下「補助対象財産」という。)については、農林水産大臣(以下「大臣」という。)の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡等してはならないこととされている。そして、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)によれば、補助事業者は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)に定める処分の制限を受ける期間(以下「処分制限期間」という。)内において、補助対象財産の目的外使用、譲渡等の財産処分をしようとするときは、あらかじめ大臣に申請し、その承認を受けなければならないこととされている。申請を受けた大臣は、補助事業者が補助対象財産を補助金の目的に従った使用を継続しながら一部について目的外使用を行う場合は、補助事業者が補助対象財産の目的外使用部分に対する残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなど、申請された内容に対応した条件を付した上で承認を行うこととされている。

株式会社牧家(北海道伊達市所在。以下「会社」という。)は、平成 31 年 3 月にチーズを製造する際に発生する排水を専用処理する浄化槽(以下「浄化槽」という。)の導入を事業費 69,660,000 円(補助対象経費 64,500,000 円)で実施したとして、農林水産省に実績報告書を提出して、31,250,000 円の補助金の交付を受けていた。そして、会社は、令和元年 10 月にチーズの製造を開始し、その後、新型コロナウイルス感染症の影響等によるチーズの売上の減少を理由に、4 年 9 月からチーズ以外にも杏仁豆腐の製造を開始していて、これらの製造過程で発生する排水を処理するために浄化槽を使用していた。